

〔判例研究〕

売主の所有権留保と集合動産譲渡担保の優劣

— 最二小判平成30年12月7日民集72巻6号

1044頁をもとに —

町田余理子

1. はじめに
2. 事実の概要
3. 下級審裁判所の判断
4. 最高裁判所の判断
5. 検討
6. 本判決の射程

1. はじめに

最二小判平成30年12月7日民集72巻6号1044頁（以下、「本判決」という）は、金属スクラップ等の継続的な売買契約において目的物の所有権が売買代金の完済まで売主に留保される旨が定められた場合に、買主が保管する金属スクラップ等を含む在庫製品等につき集合動産譲渡担保権の設定を受けた者が、売買代金が完済されていない金属スクラップ等につき売主を上記譲渡担保権を主張することができないとされた事例である。以下、本判決をもとに、所有権留保と譲渡担保の優劣について、関連する判例や学説を踏まえて分析、検討を行っていきたい。

2. 事実の概要

X（原告、控訴人、上诉人）は中小企業等への融資等を主たる事業とする金融機関であり、Y（被告、被控訴人、被上诉人）は自動車部品等の製造、販売等を主たる事業とする会社である。Aは、金属スクラップ等の処理、再生、販売等を主たる事業とする会社である。

YとAは、平成22年3月10日、YがAに対して金属スクラップ等を継続的に売却する旨の契約を締結した。本件売買契約には、①YからAへの目的物の引渡しは、原則として、AがYの子会社から定期的に目的物を収集することにより行われる、②Aは、Yから引渡しを受けた目的物を受領後速やかに確認して検収する、③Yは、検収に係る目的物について、毎月20日締めで代金をAに請求し、Aは、上記代金を翌月10日にYに支払う、④目的物の所有権は、上記代金の完済をもってYからAに移転する、といった定めがあった。

Yは、Aに対して、本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等の転売を包括的に承諾しており、Aは、Yから当該金属スクラップ等の引渡しを受けた直後にこれを特定の業者に転売することを常としていた。

XとAは、平成25年3月11日、極度額を1億円として、Aからの個別の申込みに応じてXがAに融資を実行する旨の契約を締結し、上記契約によりXがAに対して現在及び将来有する債権を担保するため、Xを譲渡担保権者、Aを譲渡担保権設定者とする集合動産譲渡担保設定契約を締結した。本件設定契約には、①譲渡担保の目的は、非鉄金属製品の在庫製品、在庫商品、在庫原材料及び在庫仕掛品で、Aが所有し、静岡県御殿場市内の工場及び精錬部で保管する物全部とする、②本件設定契約の締結の日にAが所有し上記の保管場所で保管する在庫製品等については、占有改定の方法によってXにその引渡しを完了したものとする、③上記の日以降にAが所有権を取得することになる在庫製品等については、上

記の保管場所に搬入された時点で、当然に譲渡担保の目的となる、といった定めがあった。また、本件譲渡担保権に係る動産の譲渡につき、平成25年3月11日、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律3条1項に規定する登記がされた。

Yは、平成26年5月20日までにAに対して本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等については、一部を除いて、同年6月10日までにAから代金の支払を受け、平成26年5月21日から同年6月18日までに、Aに対し、本件売買契約に基づき、金属スクラップ等を売却した。Aは、平成26年6月18日、Yを含む債権者らに対して、事業を廃止する旨の通知をしたが、Yは、同通知の時点で、金属スクラップ等について代金の支払を受けていなかった。Yは、平成26年11月、Aを債務者として、本件工場で保管されている金属スクラップ等につき、本件条項に基づき留保している所有権に基づき、動産引渡断行の仮処分命令の申立てをし、平成27年1月13日、上記申立てを認容する旨の決定がされた。

Yは、平成27年1月20日及び21日、本件仮処分決定に基づき、本件工場で保管されていた金属スクラップ等を引き揚げ、その頃これを第三者に売却した。なお、上記金属スクラップ等の一部には、AがYに対して代金を完済したものが含まれていた。

本件は、XがYに対し、金属スクラップ等の引揚げ及び売却がXに対する不法行為に当たるとして5000万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求し、選択的に、これによってYが得た利益は不当利得に当たるとして同額の不当利得金の返還及び民法704条前段所定の利息の支払を請求する事案である。なお、上記の不法行為及び不当利得の成否に関して、本件動産につき、XがYに対して本件譲渡担保権を主張することができるか否かが争われていた。

3. 下級審裁判所の判断

第一審（東京地判平成28年4月20日民集72巻6号1064頁）は、「本件売買契約書によれば、本件売買契約に係る目的物の所有権は、当該目的物の代金の完済をもってYからAに移転するものと定められているところ…これを反対からいえば、目的物の所有権は、代金の完済までは移転しないことになるのであるから、代金が完済されていない本件動産について、Aがその所有権を取得したものと認めることはできない。したがって、本件譲渡担保は、Aの所有しない本件動産に係る部分については無効であるといえるから、Xが、本件動産についての譲渡担保権をYに対して主張することはできない（下線は筆者による。以下同じ）」とし、「…本件動産について、Aに完全な所有権が移転した上で、AがYのために担保権を設定したともいえないから、AからYへの物権変動があったとはいえず、その点でも、XとYとは対抗関係に立つものではなく、Yは、仮に対抗要件を具備していないとしても、Xに対し、自らの留保所有権を主張することができる」と判示し、Xの請求を棄却したため、Xは控訴した。

原審（東京高判平成29年3月9日民集72巻6号1077頁）も、「本件約定によれば、本件売買契約に係る目的物の所有権は、当該目的物の代金の完済をもってYからAに移転するものと定められており、本件動産のうち、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産を除く部分については、その所有権がAに移転していないこととなる。これを前提とすると、当該部分について本件譲渡担保は効力を有せず、Xは、これをYに対して主張することはできないものと解され」るとし、「物権の設定及び移転は当事者の意思表示により生ずる（民法176条）ところ、本件約定の内容は、売買目的物の所有権の移転時期を代金完済時と明示的に定めるものであり、Aへの所有権移転（物権変動）の効力自体を代金の完済にかからしめるものと解するのが自然である。本件所有権留保の目的が本件売買契約に係る代金

債権の担保であるとしても、Yは、当該目的の実現のため、売買契約による物権変動自体に関して本件約定を締結したものであるべきであり、上記目的が物権変動の有無を左右するものとはいえない」とし（なお、当該執行及び売却処分については、本件仮処分決定に先立ち、Aが債権者らへの支払を停止し、Xが独立当事者参加により本件譲渡担保を主張していたことに照らせば、Xに対する不法行為を構成するものといわざるを得ず、その結果、Xには、177万7154円（Y自認額241万2577円のうち、63万5423円を除いたもの）の損害が発生したものと認められるとした）、Xが上告受理申立てをした。

4. 最高裁判所の判断

最高裁は以下のように述べて、Xの上告を棄却した。

「本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項は、その売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもってYからAに移転し、その完済まではYに留保される旨を定めたものである。」

本件売買契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済までYに留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するためにYに留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。

また、Yは、Aに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、YがAに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ

等の所有権が A に移転したとみることはできない。

以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまで Y から A に移転しないものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、X は、Y に対して本件譲渡担保権を主張することができないとした。

すなわち、本判決では、所有権留保売買契約の買主から所有権留保の目的物について譲渡担保権の設定を受けた者が所有権留保売主との関係で対抗関係に立つと主張したものの、所有権留保の目的物の所有権は売買代金が完済されるまで買主に移転しないことを理由に、当該目的物について買主から譲渡担保権の設定を受けた者は、売主に対して譲渡担保権を主張することができないと判断した。

5. 検討

(1) 所有権留保の法的構成についての見解

所有権留保の法的構成には、売主と買主との間での所有権留保を念頭に、学説上大きく分けて2つの見解が存在する。1つめは、目的物の所有権は代金完済までに売主に留保され、代金完済の時点で買主に移転する構成（所有権的構成）である。2つめは、売買契約によって売主から買主に目的物の所有権が移転し、買主から売主に留保所有権が設定するという構成（担保的構成）であり、売主に代金が支払われない場合は、契約を解除する必要はなく、残代金を回収するために担保権を実行することができる。

倒産法上においても、所有権留保は、留保所有権者の有する権利は担保権であり、破産手続において留保所有権者が行使できる権利は、取戻権ではなく別除権の一種として捉えられている⁽¹⁾。

本判決では、「本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまで Y から A に移転しないものと解するのが相当であ

る」と判示しているため、所有権的構成を採用していると考えられる。

(2) 所有権留保と動産譲渡担保との競合関係についての見解

所有権留保と動産譲渡担保の関係については、債権担保の目的で所有権を利用する点や、所有権留保も譲渡担保も非典型担保である点において両者は共通しており、所有権留保と譲渡担保の法的性質については、両者の間に動産担保としての効力に差異を設ける必要がなく、多くの学説では、動産譲渡担保と平行に解されている⁽²⁾。一方、所有権留保は債権者が所有権を留保し、譲渡担保では債権者に所有権を譲渡する点で異なるとも考えられている⁽³⁾。所有権留保と譲渡担保との競合問題については、多くの学説がある。以下、紹介・検討を行っていきたい。

①所有権留保優先説

所有権留保を優先させる説として、所有権留保は譲渡担保とは異なり、売主から買主への物権変動がないため、売主の留保所有権は対抗要件を備える必要はないとする見解⁽⁴⁾が存在する。この見解は、所有権留保の目的物の所有権は売買代金が完済されるまで買主に移転せず、当該目的物について買主から譲渡担保権の設定を受けた者は、売主に対して譲渡担保権を主張することができないため、上記(1)の所有権的構成の立場と親和的であると考えられる⁽⁵⁾。この見解は通説的見解とされ、実務もその前提に立っているとされている⁽⁶⁾。また、売主に担保目的に限る所有権を認めながらも、留保売主は財産の増価に直接寄与している以上、一般的な債権しか有しない譲渡担保権者と同列に扱うのは妥当ではなく、被担保債権と目的物との間に強い牽連性がある限り、所有権留保は譲渡担保に常に優位すべきであるとの見解⁽⁷⁾も存在する。

さらに、所有権留保が用いられる場面では買主が目的物の使用収益をすることができることとする必要があるため、仮に対抗要件を具備しなければならなくても、占有改定によって具備がされるに過ぎず、所有権留保についても登記制度の対象とすることは考えられるが、占有改定を含む

引渡しを譲渡担保の対抗要件として認めるのであれば、所有権留保についての対抗要件も登記に一本化することは困難であるため、対抗要件を要求するとしても公示としての意味は小さく、所有権留保の公示性を高めることは対抗要件を要求する根拠としては十分でないように思われるとする見解⁽⁸⁾もある。

最二小判昭和58年3月18日判時1095号104頁も、「Yは買主であるAが代金の分割払を怠ったため本件売買契約の目的である賃借権等及び本件不動産を何時でも他に処分することができる権利を有していたのに対し、XはYが右の処分をする前に残代金を提供しなければYに対し本件動産についての譲渡担保権を主張できない立場にあったことが明らかであるが、…XがYに右の処分を暫く猶予するよう要請したのに対し、Yはこれに応じるかのような態度を示したものの、猶予する旨を約束するまでには至らなかったというのであるから、YとX間の前記の法律関係にはなんらの変更も生じなかったものといわなければならない。したがって、Yがその処分をしても、XがYの右の態度を信頼した結果支出した費用につきこれを損害として賠償すべきであるか否かの問題が生じることはあっても、もともとYに対して主張できない譲渡担保権についてその侵害があったものといえることはできないから、XはYに対し譲渡担保権の喪失を損害としてその賠償を請求することはできないものといわなければならない」と判示している。

しかし、この見解によると、譲渡担保を設定した際に所有権留保が先行している場合は所有権留保が常に譲渡担保よりも優位に立つということになり、このような結論が妥当であるといえるのかが問題であるとの指摘がある⁽⁹⁾。すなわち、所有権留保は対抗要件を備えなくても譲渡担保に優先するため、譲渡担保権者が設定者の在庫等について譲渡担保権の設定を受けても、その在庫に含まれる動産が所有権留保の対象となっている場合には、譲渡担保権者はその動産について譲渡担保権を取得することができないことになり、このことは動産担保融資を活用する上での課題になってい

るとも指摘されている⁽¹⁰⁾。なお、所有権留保の条項がなければ、Yは本件動産につき動産売買先取特権（民法321条）を有するものの、判例の見解では、Xがすでに本件設定契約時に対抗要件（動産譲渡登記）を具備していたことによって、Xの譲渡担保権が優先する（最三小判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁）⁽¹¹⁾ため、ただ一片の所有権留保特約を売買契約に挿入するだけで売主と譲渡担保権者の地位がちどころに逆転してしまうには釈然としないとする見解⁽¹²⁾も存在する。

また、本事案では所有権留保が先行しているが、動産譲渡担保が先行している場合であっても、所有権留保が優先されるのかといった問題もある。具体的には、対抗要件を備えた集合動産譲渡担保が設定されていたところ、その設定者が所有権留保付きで動産を買い、その目的物である動産が譲渡担保の目的である集合物の構成部分となる場合である。この場合であっても、所有権留保は特段の要件を具備することなく譲渡担保権に優先すると解する見解⁽¹³⁾が存在する。その理由として、所有権留保が、その後の所有権留保売買による代金債権を被担保債権とする留保所有権が譲渡担保権に劣後するとすれば、集合動産譲渡担保の設定者は所有権留保売買に応じてもらえず、例えば事業の継続に必要な原材料を得られないおそれもあるため、売買代金担保権者の保護を図ることはこのようなおそれを回避するためにも必要であることが挙げられている。所有権留保が譲渡担保権に優先するとすることは、このような観点からも正当化されている。

一方、譲渡担保権者が所有権留保特約不存在を確認して融資を行ったが、後から信用不安を懸念した動産の売主が事後的に所有権留保特約を付した場合であっても、優先的な地位を与えるのかどうかについて疑問を呈する見解⁽¹⁴⁾が存在する。先行する動産譲渡担保が存在する場合についても、所有権留保が優先するのかについては、検討の余地があると考えられる。

②成立の先後で決める説

所有権留保と動産譲渡担保の成立の先後で優劣を決める説として、以下

のような見解がある。まず、所有権留保と譲渡担保権の両者を動産質権に擬することができ、その優劣を設定の先後で決せられるとする見解⁽¹⁵⁾が存在する。この見解によると、集合動産担保の集合物の枠内に未だ入っていない動産にまで譲渡担保の効果を事実上求めることは行き過ぎであって、目的動産の担保権設定者に対する交付時点あるいは集合動産譲渡担保権者の現実の占有開始時点をもって設定時と解すべきであるとしている。

また、所有権留保も譲渡担保もその法的性質は動産約定担保という点で動産質権との類似性が見られ、どちらも動産質権と同様に取り扱うとする見解⁽¹⁶⁾が存在する。この見解によると、所有権留保と譲渡担保の競合事案は、複数の動産質権の競合事案と同視できるとし、複数の動産質権が競合した場合は、民法355条に「同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、設定の前後による」と規定しており、本規定を所有権留保と譲渡担保の競合事案に類推適用することが妥当であるとしている。その結果、売買契約と同時に設定される留保売主の留保所有権が常に譲渡担保権に優先し、留保売主が第一順位の担保権者、譲渡担保権者が第二順位の担保権者となる。

③対抗要件先後説

所有権留保と譲渡担保という同種の2つの非典型担保の優劣が問題となるときには、物権法の一般原理である公示の原理によってその優劣関係を決定するため、先に成立し、同時に目的物の間接占有という公示によって対抗力を備えている所有権留保が優先するとするとの見解⁽¹⁷⁾がある。所有権留保を売主の権利（留保所有権）担保権であると構成し、かつ対抗要件具備が必要と解する場合には、留保所有権と譲渡担保の優劣は対抗要件具備の先後によるとする。売主が留保所有権につき対抗要件を具備していない場合には、先に対抗要件を具備した譲渡担保権者である第三者に対抗することができず、その結果、当該第三者は、留保所有権のない所有権（譲渡担保権）を取得するものと解される⁽¹⁸⁾。

この見解は、上記（1）の担保的構成と親和的であると考えられる。た

だし、売主に何らかの所有権が残ると解する見解においても、対抗要件を必要とする見解も存在する。具体的には、所有権（の一部）は留保売主に帰属するとしつつ、売主の所有権が担保権（留保所有権）に変容するため、物権変動としての対抗要件具備は観念でき、かつ必要であるとする見解⁽¹⁹⁾や、代金完済による所有権移転の完了までは買主には処分権能しか帰属しておらず、売主の所有権は使用収益機能を失った所有権（＝留保所有権）という制限物権（担保物権）に転化したのと実質的に同じ状態になるため、所有権の制限物権化という内容の変更といった物権変動が生じており、「留保」の公示（対抗要件）を必要とする見解⁽²⁰⁾が存在する。

この場合の所有権留保の対抗要件は、動産譲渡担保と同様に占有改定や、ネームプレートの活用が考えられている⁽²¹⁾。なお、譲渡担保の場合は動産譲渡登記による対抗要件具備が可能だが、立案担当者によれば、所有権留保は所有権の移転等の物権変動を伴わないため、基本的に物権変動を公示することによって当該物権変動に対抗力を付与するという仕組みをとっている日本の公示制度になじまないことに加え、実務上低コストでの信用供与を可能としてきたこれまでの所有権留保の利用実態に鑑みると、新たな公示制度を設けるニーズの有無についても慎重に判断する必要があるがそのような強い要望はなかったことを理由に、動産譲渡登記の対象とされていないとのことである⁽²²⁾。

なお、本判決の原審では、「前記（ア）（町田注：担保的構成）の理論構成を前提とすると、我が国においては、留保所有権と動産譲渡担保権の優劣は対抗要件の具備の先後により決するほかなく、本件動産譲渡担保につき登記がされた後は、その後に本件工場に納品された動産についても占有改定による引渡しとしての対抗力を有するため、本件所有権留保はこれに劣後し、また、Yは、特段の事情のない限り、Xに対し動産先取特権を主張することもできないものと解される（最三小判昭和62年11月10日民集41巻8号1599頁参照）。このような結果は、…留保所有権と動産譲渡担保権の間の利益衡量として適切なものとはいえず、むしろ、動産譲渡担保の設定

により、動産売買に係る与信取引を急激に萎縮させるおそれ大きいものといわざるを得ない。この点、Xの主張中には、売主（留保所有権者）において、動産譲渡担保の設定範囲（保管場所等）を回避することが可能である旨をいう部分があるが、そのような方策は、買主に新たな保管場所の確保等を強いる上、そもそも動産譲渡担保の設定の趣旨にも反する不合理なものといわざるを得ず、採用の限りでない」と判示し、担保的構成の採用を否定している。

また、所有権留保に占有改定による対抗要件を必要とすることについて、売主から買主に対して一度も所有権移転していないのに占有改定による引渡しが行われたと理解することはできないとの見解がある⁽²³⁾。この見解は所有権的構成の立場からの見解ではあるが、売主の所有権が使用収益機能を失った所有権に転化したと考えれば、転化の時点で何らかの対抗要件を求めることについて問題はないとも考えられる。

④譲渡担保権者が処分権を即時取得する説

所有権留保物が譲渡された場合、所有権的構成によると、譲渡担保設定者は所有権者ではないため、第三者が目的物を即時取得しない限りは所有権留保物の所有権を取得できない。また、担保的構成では、買主は所有権を有するため、第三者は所有権留保付の所有権を承継取得し、所有権留保について善意無過失である場合は、所有権留保のつかない所有権を取得することになる。いずれにせよ、譲渡担保が設定された場合は譲渡担保設定者の手元に所有権留保物が存在するが、この場合であっても、譲渡担保権者に即時取得が認められるのが問題となる。

即時取得が取引の安全を保護するための制度であることを強調し、占有改定による引渡しを受けた場合であっても、即時取得を認めるべきであるとする見解が存在する。その理由として、日本の民法典にドイツ民法の如き制限が存在しないのに、強いてこれを前提として本制度の現代的意義を逆転させるのは妥当ではなく、原所有者の利益の犠牲を救済する結果となるが、そのために動産取引の安全にひびをいれさせることがあってはなら

ない⁽²⁴⁾、民法192条の根拠は譲受人が譲渡人の占有に信頼してこれを真の権利者であると誤信したのを保護するためのものであるから、譲受人が現実の引渡を受けたか否か、譲受人が占有を取得したことが外部から認められるか否かは本条の適用に関係しない⁽²⁵⁾、即時取得の場合に第三者に対抗できない物権の取得を認めることは徒らに権利関係の紛糾を来し、何の実益もなく、対抗要件として充分である占有取得を伴うときは即時取得の要件としても充分である⁽²⁶⁾などが挙げられている。

しかし、大審院判例においては占有改定による即時取得を認めたものがあるが（大判昭和5年5月20日新聞3153号14頁）、最一小判昭和35年2月11日民集14巻2号168頁をはじめとする最高裁の判例は占有改定による即時取得は認められないと解している。学説においても、即時取得はもともと即時取得者のための保護制度であるとしても、できるだけ原所有者の保護を図るのが当然であって、従来の所有者が依然所持を続ける占有改定は観念的占有移転の中で最も不明瞭なものであるから、判定の困難性より占有改定による即時取得は認められず⁽²⁷⁾、現実の引き渡しを受けた時点で善意・無過失でない限り、民法192条の要件を満たさないという見解が現在では通例であると考えられている⁽²⁸⁾。なお、本判決では動産譲渡担保権者が動産譲渡登記を具備した事案であり、この場合は占有改定とは異なり、対抗要件を具備していることの立証が容易であるため、民法192条の要件を満たした場合には、即時取得が認められると解することができるのである。

⑤先取特権の条文を類推適用する説

売主の所有権留保と売買目的物につき、買主から譲渡担保の設定を受けた者との間の関係は、いわゆる黙示の質権として第一順位の先取特権（民法330条1項1号）とみなされる動産譲渡担保と、第三順位の動産売主の先取特権との競合問題として、民法330条1項および2項によって解決される見解⁽²⁹⁾が存在する。留保売主は、残代金債権を確保するために、売買目的物を売却処分し、その売却代金から他の債権者に先立って被担保債権

の弁済を受けるか（処分清算）、または被担保債権から目的物の現存価格を差し引いた額を買主に支払って、目的物の所有権を取得するか（帰属清算）、いずれかの方法をとることができるに過ぎないため、所有権留保と譲渡担保とは実行方法についても同一であることを指摘している。

この場合、動産譲渡担保権者が、所有権留保権者がいることを知っていたときは優先権を行使できないことになる（民法330条2項の類推適用）。逆に動産譲渡担保が先行する場合は、第一順位の先取特権とみなされるため、動産譲渡担保が優先すると考えられる。

⑥倒産手続の場合には対抗要件を必要とする説

本判決は、法的倒産手続下ではなく、平時における所有権留保と動産譲渡担保の関係につき判断した事案であるが、倒産手続下において所有権留保を別除権として扱い、その権利主張に対抗要件の具備を求めたと解する判例が存在する。

最二小判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁（以下、「平成22年最判」という）は、「再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるのであって（民事再生法45条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点でXを所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、Xが、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない」とし、信販会社Xは、自動車の販売会社Aが留保する所有権を合意に基づき取得した場合において、所有者としての登録がなされていないときは、留保する所有権につき別除権として行使することは許されないと判示した。この判例は所有権留保は対抗要件が観念できないとされてきた通説的見解に一石を投じたとされ、少なくともこの局面においては、

判例は所有権留保につき、担保的構成を採用したことを明らかにしたとする見解も存在する⁽³⁰⁾。

しかし、対抗要件はあくまでも別除権行使のための要件として必要である⁽³¹⁾にすぎず、対抗要件というより一般債権者との衡平上別除権に求められている権利保護資格と解するべきであり、両社は対抗問題とみるべきではないと解する見解⁽³²⁾も存在する。本判決の第一審でも、「本件動産について、倒産時の処理と必ずしも同一に扱われなければならないということとはできないし、前記のとおり、本件動産について A への所有権の移転がないと解される以上、倒産手続においても、A から譲渡担保の設定を受けた X が本件動産について別除権者として取り扱われるかどうかには疑義があるところと考えられ、必ずしも X が、倒産手続上 Y 又は一般債権者に優先する立場にあるとはいえない。さらに、取引上の不都合についても、譲渡担保権者がどのように与信をするかの問題であり、所有権留保の存在を考慮した上で与信すればこれを回避することができるといえる」と判示している。

ただ、競合する第三者が集合動産譲渡担保権者か倒産時における管財人や一般債権者かによって、対抗要件の有無を区別することについて疑問視する見解も存在する⁽³³⁾。本判決と平成22年最判の整合性については、様々な見解が存在するが、留保売主は譲受人や譲渡担保権者との関係では対抗要件を要せず優先性を主張することができるが、倒産手続が開始されたときに備え、倒産債権者との関係で必要となる対抗要件をあらかじめ具備しておくべきであるとする見解⁽³⁴⁾が存在する。

6. 本判決の射程

本判決は所有権留保が先行しており、所有権留保と動産譲渡担保の成立の先後で優劣を決める立場では、所有権留保が優先し、また、所有権留保の対抗要件を占有改定と解すると、一応、対抗要件を備えているため、所

有権留保が優先されると解することができる。

しかし、在庫商品等に譲渡担保を設定する際に所有権留保特約が付された商品等を除外して取り扱うのは譲渡担保権者にとって困難である。すなわち、所有権留保特約は口頭でも締結されるため、契約書のすべてを確認しても万全ではない。また、他方で仕入れ先である動産売主に対して個別に紹介して所有権留保特約の有無を確認するのも現実的ではなく、譲渡担保権者にとって、担保評価に厳しい対応を迫ってしまう恐れがあると指摘がされている⁽³⁵⁾。この場合は、譲渡担保権者に即時取得を認める余地があると考えられる。さらに、本判決では動産譲渡担保権者が動産譲渡登記を具備した事案である。この場合は占有改定とは異なり、対抗要件を具備していることの立証が容易であるため、民法192条の要件を満たした場合には、即時取得が認められると解することができそうである。

また、本判決は所有権留保が先行しているが、先行する集合動産譲渡担保権が存在して対抗要件も具備されている場合であっても、本判決によると、所有権留保が優先されると解する見解⁽³⁶⁾も存在する。しかし、本判決は事例判決であるため、譲渡担保が先行する場合でも所有権留保が優先するとまでは言い切れない。この場合は先行する譲渡担保が優先すると解することもできそうである。なお、登記が具備された譲渡担保が所有権留保に先行した場合はどうなるのか。この場合、留保所有権者が（担保権のついていない所有権を）即時取得するかどうかにつき、立法立案者は、当該譲受人が登記の有無を調査していない場合に過失があるかどうかに関わるとしている⁽³⁷⁾。具体的には、金融機関が譲り受ける場合などには、登記の有無を調査しなかったときは、譲受人としてすべき注意義務を尽くしたとは言い難いものとして、即時取得が認められないことがあると考えられる。例えば、相当に高額な機械設備等、一定の動産について、活発に譲渡担保の目的として利用され、その際には動産譲渡登記がされているという取引慣行が形成されている場合には、譲受人が登記の有無を調査せずにその動産を譲り受けたときは、注意義務を尽くしたことにはならないとし

て、過失が認定され、即時取得が認められないこともあると考えられる。

さらに、本判決の意義として、買主への売却物の処分権原授与と所有権的構成としての所有権留保は両立すると判示した点が挙げられている⁽³⁸⁾。本判決によると、処分権原の授与の合意の有無は、所有権移転の効果には影響せず、継続的な売買に限定する説示もないことから、この点は所有権留保一般にも妥当すると思われる。そうすると、所有権留保において処分権原が授与されているときは、売主が追及効を放棄したことになる。売主と買主の権利関係については、未だ釈然としない点が存在する。今後も検討していきたい。

	所有権留保が先行	譲渡担保が先行
①所有権留保優先説	所有権留保が優先	所有権留保が優先？
②成立の先後で決める説	所有権留保が優先	譲渡担保が優先
③対抗要件先後説	先に対抗要件（所有権留保なら占有改定、譲渡担保なら占有改定や登記）を具備したほうが優先	
④譲渡担保権者が処分権を即時取得する説	即時取得した場合、譲渡担保が優先	
⑤先取特権の条文を類推適用する説	動産譲渡担保権者が所有権留保権者を知っていたときは優先権を行使できない	動産譲渡担保が優先する
⑥倒産手続の場合には対抗要件を必要とする説	倒産時に先に対抗要件（所有権留保なら占有改定、譲渡担保なら占有改定や登記）を具備したほうが優先	

注

- (1) 伊藤眞『破産法・民事再生法（第3版）』446頁（有斐閣、2014年）、山本克己ほか編『新基本法コンメンタル破産法』152頁（日本評論社、2014年）〔金春執筆〕など。
- (2) 道垣内弘人『担保物権法（第4版）』367頁（有斐閣、2017年）。
- (3) 下村信江「所有権留保と譲渡担保の関係に関する覚書」近大ロー15号2頁（2019年）。
- (4) 松岡久和『担保物権法』379頁（日本評論社、2017年）、道垣内・前掲注（2）368頁など。
- (5) ただ、所有権留保について担保的構成に立つ学説も、動産抵当権を設

定したとする説、買主の物権的期待説に制約された所有権であるとする説、売主と買主に所有権が分離し、買主は留保所有権という担保物権を有するとする説も存在する(稲田和也「所有権留保と動産譲渡担保との利益調整に関する一試論」NBL931号44頁(2010年))。

- (6) 印藤弘二「判批(本判決)」金法2016号4頁(2019年)。
- (7) 田高寛貴「譲渡担保と所有権留保」法教424号87頁(2016年)。
- (8) 公益社団法人 商事法務研究会「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会資料15」6頁 <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/8432454/0820kenkyukai-siryoku15.pdf/5ce34f63-9d6d-4dd8-9417-0764dbca4047> (2020年9月11日アクセス)
- (9) 下村・前掲注(3)34頁(2019年)。
- (10) 公益社団法人 商事法務研究会・前掲注(8)5頁。
- (11) 秋山靖浩「判批(本判決)」法教464号119頁(2019年)。
- (12) 白石大「判批(本判決原審)」金法2096号6頁(2018年)。
- (13) 公益社団法人 商事法務研究会・前掲注(8)14頁。
- (14) 粟沢方智「判批(本判決)」銀法839号25頁(2019年)。この場合は動産譲渡担保権設定に遅れてなされた所有権留保合意が動産担保権者に対する担保権侵害の不法行為を構成すると解することもできている。
- (15) 稲田・前掲注(5)42頁。
- (16) 清水裕一郎「所有権留保の法的性質に関する一考察－所有権留保と譲渡担保の競合の解決を目的として(2・完)」明大院38号251頁(2013年)。
- (17) 古積健三郎「『流動動産譲渡担保』と他の担保権の関係(2・完)」彦論289号122頁(1994年)。
- (18) 粟田口太郎「所有権留保の本質と諸相」道垣内弘人ほか編『社会の発展と民法学(上巻) 近江幸治先生古稀記念論文集』700頁(成文堂、2019年)。
- (19) 田高寛貴「判批(本判決)」新・判例解説 WATCH 民法(財産法)162号4頁(Web版) http://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-031621729_tkc.pdf (2020年9月11日アクセス)。
- (20) 粟田口・前掲注(18)691頁。
- (21) 米倉明『所有権留保の実務的研究』1頁以下(商事法務研究会、1977年)、道垣内・前掲注(2)370頁。
- (22) 植垣勝裕＝小川秀樹『一問一答 動産・債権譲渡特例法(3訂版増補)』15頁(商事法務、2010年)。
- (23) 堀龍兒「判批(本判決)」民事判例(日本評論社)19号90頁(2019年)。

- (24) 柚木馨『判例物権法総論』350頁（有斐閣、1955年）。
- (25) 末弘巖太郎『物権法（上巻）』199頁（有斐閣、1931年）。
- (26) 我妻榮「占有改定は民法192条の要件を満たすか」『民法研究Ⅲ 物権』160頁（有斐閣、1966年）。
- (27) 舟橋諄一『物権法（法律学全集18）』246頁（有斐閣、1960年）。
- (28) 粟田口・前掲注（18）700頁。
- (29) 加賀山茂『債権担保法講義』556頁（日本評論社、2011年）。
- (30) 田高・前掲注（7）81頁。
- (31) 印藤弘二「所有権留保と倒産手続」金法1951号66頁（2012年）。
- (32) 松尾弘「判批（本判決）」法セ775号118頁（2019年）。
- (33) 和田勝行「判批（本判決）」金法2121号40頁（2019年）。
- (34) 田高・前掲注（19）4頁。
- (35) 占部弘之「判批（本判決）」民商法雑誌155巻5号45頁（2019年）。
- (36) 公益社団法人 商事法務研究会・前掲注（8）14頁。
- (37) 植垣＝小川・前掲注（22）37頁。
- (38) 田村耕一「判批（本判決）」広島ロー15号150頁（2019年）。